

4 字 監 第 22 号
令和 4 年 8 月 17 日

宇美町長 安 川 茂 伸 殿

宇美町監査委員 平 島 忠 雄

宇美町監査委員 安 川 禎 幸



令和 3 年度宇美町流域関連公共下水道事業会計決算の審査意見
について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 2 項及び宇美町監査基準（令和 2 年告示第 1 号）第 15 条の規定により審査に付された令和 3 年度宇美町流域関連公共下水道事業会計決算を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年度 宇美町流域関連公共下水道事業会計決算審査意見書

1. 審査の対象

令和3年度 宇美町流域関連公共下水道事業会計決算

2. 審査の時期

令和4年7月13日、8月3日（2日間）

3. 審査の着眼点

決算書が関係法令に準拠して作成され、計数に誤りはないか、予算執行及び財政運営は適正に行われているか等を審査した。

4. 審査の実施内容

宇美町監査基準の規定に基づき、町長から送付された決算書と審査資料との照合点検を行うとともに、関係職員からの聴取、決算値の推移、多々良川流域6町との比較などを行い、審査を実施した。

5. 審査の結果

令和3年度の宇美町流域関連公共下水道事業会計決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書について審査した結果、関係法令に準拠して作成されており、当事業の当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状態を適正に表示しているものと認められた。

6. 決算の概要

(1) 総括

令和3年度宇美町流域関連公共下水道事業会計の決算額は次のとおりである。

収益的収支		(消費税及び地方消費税込)	(消費税及び地方消費税抜)
下水道事業収益	A	9億9,633万9,773円	9億4,892万1,517円
下水道事業費用	B	9億65万375円	8億4,242万2,222円
収支差引(A-B)	C	9,568万9,398円	1億649万9,295円
資本的収支		(消費税及び地方消費税込)	
資本的収入	A	4億5,981万8,500円	
資本的支出	B	6億7,257万1,737円	
収支差引(A-B)	C	△2億1,275万3,237円	

前年度との比較では収益的収入 3,817 万 4,304 円 (3.7%) 減、収益的支出 2,559 万 7,204 円 (2.9%) 増、資本的収入 2,020 万 9,100 円 (4.6%) 増及び資本的支出 9,702 万 6,136 円 (12.6%) 減となっている。

本年度は 1 億 649 万 9,295 円の純利益を計上している。これに、前年度からの繰越利益剰余金 1 億 5,622 万 4,491 円を加えた当年度未処分利益剰余金は 2 億 6,272 万 3,786 円となる。この未処分利益剰余金については、建設改良積立金に 7,092 万 6,000 円を積み立て、繰越利益剰余金として 1 億 9,179 万 7,786 円を、令和 4 年度に繰り越す計画となっている。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2 億 1,275 万 3,237 円は、過年度分損益勘定留保資金 37 万 4,000 円、現年度損益勘定留保資金 2 億 589 万 1,000 円及び繰越利益剰余金処分数額 648 万 8,237 円で補填されている。

(2) 歳入の状況

【収益的収入】

営業収益は、前年度比 2,629 万 6,970 円 (3.2%) 減の 7 億 9,173 万 9,100 円、営業外収益は前年度比 2,648 万 7,600 円 (14.9%) 増の 2 億 460 万 673 円、特別利益は前年度比 3,836 万 4,934 円の皆減であった。

営業収益の減は、人件費や企業債利息等に対する一般会計からの負担金である他会計負担金が 3,716 万 6,000 円 (11.4%) の減となったことが主な要因である。

営業外収益の増は、減価償却費に対する国庫補助金の収入見合い額などの長期前受金戻入が 737 万 6,821 円 (4.1%) の増、過年度分多々良川流域下水道維持管理負担金の返還金及び受益者負担金延滞金等を含む雑収益が 1,911 万 779 円 (15973.3%) の増となったことが主な要因である。

【資本的収入】

企業債は、前年度比 1,910 万円 (8.8%) 減の 1 億 9,910 万円、他会計負担金は 234 万 4,000 円 (1.5%) 減の 1 億 5,852 万 4,000 円、基金繰入金は 0 円で増減なし、補助金は 1,287 万 2,000 円 (32.4%) 減の 2,682 万 8,000 円、負担金は 5,452 万 5,100 円 (261.6%) 増の 7,536 万 6,500 円であった。

負担金の増は、供用開始に伴う賦課面積が 25.3ha 増加したことにより下水道事業受益者負担金が 5,281 万 100 円 (264.6%) 増となったことが主な要因である。

(3) 歳出の状況

【収益的支出】

営業費用は、前年度比 2,709 万 2,788 円 (3.7%) 増の 7 億 6,480 万 7,733 円、営業外費用は 149 万 5,584 円 (1.1%) 減の 1 億 3,584 万 2,642 円であった。

営業費用の増は、流域下水道への汚水処理に係る負担金の流域下水道維持管理負担金が 2,130 万 2,600 円 (8.4%) の増、下水道事業受益者負担金前納報奨金の報償費が 614 万 3,000 円 (345.5%) の増となったことが主な要因である。

営業外費用の減は、令和 3 年度事業の消費税等納付予定額である消費税及び地方消費税が 1,039 万 6,300 円 (52.3%) の増であったが、企業債利息 95 口分の企業債利息及び企業債取扱諸費が 1,189 万 1,884 円 (10.1%) の減となったことが主な要因である。

【資本的支出】

建設改良費は、前年度比 1 億 951 万 1,021 円 (57.8%) 減の 7,984 万 1,362 円、企業債償還金は、1,248 万 4,885 円 (2.2%) 増の 5 億 9,273 万 375 円であった。

建設改良費の減は、下水道築造工事費や水道管移設補償費などの下水道事業費が 1 億 1,205 万 6,465 円 (67.8%) の減となったことが主な要因である。

7. 審査の意見

令和 3 年度の整備実績は、貴船五丁目地区及び障子岳南三丁目地区の一部、原田中央地区の一部の第 28、29 期の 25.3ha が供用開始され、処理区域面積は全体で 696.1ha となり、下水道普及率は 91.5%となっている。また、全体計画に対する整備面積率は 68.0%となった。

多々良川流域関連 6 町の比較では、下水道普及率は 6 町中 5 番目、整備面積率は 6 町中 4 番目となった。下水道普及率及び整備面積率が下位な理由として、計画区域を中心部に絞っている自治体がある中、宇美町では居住区域のほぼ全域を整備する計画としているため、宇美町の全体計画区域面積は 6 町の中でも一番広いことがあげられる。また、地方債の償還金は 6 町中 3 番目、一般会計からの繰入金は、収益的収入・資本的収入合わせて 4 億 4,760 万円となり粕屋町に次いで 2 番目となっている。

下水道使用料の収入額は、現年度分 4 億 8,992 万 5,710 円 (前年度比 1,052 万

2,250 円・2.2%増)、滞納繰越分 4,306 万 4,910 円 (前年度比 3,528 万 7,160 円・453.7%増)、収納率は、現年度分 97.51% (前年度比増減なし)、滞納繰越分 79.85% (前年度比 27.69 ポイント増) であった。

受益者負担金の収入額は、現年度分 7,214 万 6,960 円 (前年度比 5,266 万 9,060 円・270.4%増)、滞納繰越分 20 万 6,121 円 (前年度比 42 万 929 円・67.1%減)、収納率は、現年度分 99.14% (前年度比 1.56 ポイント増)、滞納繰越分 8.66% (15.60 ポイント減) であった。

下水道使用料、受益者負担金の収入増は、貴船五丁目地区等の新規接続に伴うものであるが、将来の人口減少・トイレ機器の節水化などにより、使用料収入の継続的な増加は見込めないため、くみ取りトイレが多い地域等の整備工事を進めるとともに、処理区域内で水洗トイレを設置していない家庭に対して、水洗化への勧奨を継続して行っていただきたい。

多々良川流域下水道事業に対する負担金は、施設の建設改良事業に対し 2,670 万 8,092 円、污水处理費については、排除污水量 2,737,865 立方メートルに対し 100 円/m³単価の 2 億 7,378 万 6,500 円となった。污水处理費の負担金単価については、流域下水道の決算状況を十分に分析し、適正な単価設定となるよう協議を行っていただきたい。

また、現在取り組まれている効率的な整備事業の実施、ストックマネジメントの実践による老朽化施設の更新を進めるとともに、国・県が進める広域化・共同化について調査研究し、更なる経費削減に努められたい。